

# 建築法制委員会の調査研究領域

## 研究手段としての「法と経済学」

「市場主義」における法制を考える

# 解説の構成

## ★法律の起源

- 神、聖人      国家（政府）の統制手段

## ★国家統制法から近代市民法へ

- 国家主義から自由主義

## ★「福祉国家」から「小さい政府」へ

- 政府の失敗、社会主義の破綻、「市場主義」

## ★建築法制委員会の調査研究対象

- 膨大な課題、「艦隊編成」が不可能

# 法律の起源

## 世界最古の成文法



# 国家統制法から近代市民法へ

- ★ 権力者の統治の手段としての法規が増大
  - ★ 中世から近世へと社会が複雑化への対応
- ★ 王権を制約する法規の誕生（マグナカルタ）（1215年）
- ★ ロンドン建築法（1666年ロンドン大火）
- ★ フランス革命と人権宣言（1789年）
  - ★ 近代市民社会の誕生（ナポレオン法典）
- ★ 「政府の失敗」（福祉国家、社会主義の失敗）
- ★ 「小さい政府」（市場主義）

# 市場主義

★ 人間の社会的活動を政府(法令)に委ねて「調整」するより市場に委ねて「調整」すべきである

★ **注意**: 「市場」を造るには、法規が必要(民法、刑法、訴訟法等)

★ **根拠**: 完全競争市場均衡の最適性定理

★ **政府の介入の根拠**

★ (1) 効率性実現 = 「市場の失敗」への介入

★ (2) 分配の公正の実現      住宅政策等      福祉の統合

★ 公営住宅法、公団住宅法、住宅金融公庫法等、事業の縮小廃止

➢ 近代市民法の「二重の統制」(民の統制かつ官の統制)

➢ 政府も法令に従わなければならない

★ 建築基準法(市民の権利の規制・調整法)、都市計画法(政府の規制法)

● 予防のための規制を緩和(内閣府総合規制改革会議)

● 事後救済のための法制を整備

# 建築法性委員会の調査研究領域

- ★ 建築基準法の第1章(規制対象、規制手段、執行体制等)(第2章は除外。各調査研究委員会依存)
- ★ 第3章(集団規定)、都市計画法
- ★ 「建築法規」の出版。毎年の改正追跡
- ★ 組織的継続的には、着手困難な重要な対象
  - ★ 契約法、不法行為法(民法)、保険法等
  - ★ 「品確法」(市場機能重視型政策)
  - ★ 景観三法、「まちづくり」関係法
  - ★ 各種助成法(耐震改修、高齢化対策、ストック対策)
  - ★ 資格法、業法 必要性疑問視



# 予防から救済へ

★ 予防は救済に勝る (人身の救済不可能)

➤ 何でも規制を緩和すれば良いではない

➤ 何でも民営化すれば良くなるではない

➤ 慎重な政策選択が必要 (調査研究が基礎)

★ 政府依存は無責任を生む

★ 市場に委ね責任を課す

★ しかし、責任を取れる資力の確保が重要

人口の減少、都市の衰退、建築市場の縮小等

解決困難な課題多数、研究人口過少